

性質別負担割合(案) 主な施設

小	サ ー 益 性 が 提 全 供 く が な 困 い 難 か 極 め て 低 く 民 間 企 業 に お い て	公 費 50 受益者 50	公 費 75 受益者 25	公 費 100 受益者 0
		A	<p>主な施設分類</p> <p>(中山間等地域振興・支援施設)</p> <p>リバウェル井川スキー場 都市山村交流センター</p> <p>(公園付帯施設等)</p> <p>駿府城公園(東御門・巽櫓・日本庭園・茶室)</p> <p>(その他)</p> <p>※多目的スポーツ広場 ※スポーツ施設(プール) ※文化財資料館 ※観光施設(末廣・坐漁荘・由比本陣)</p> <p>※多目的スポーツ広場、プール、文化財資料館はスポーツ・文化施設(BⅡ)に分類されるが、地域性や施設形状を考慮し、AⅡに分類した。 末廣、坐漁荘等は、観光・レクリエーション施設(CⅡ)に分類されるが、施設の設置目的や現状を考慮し、AⅡに分類した。 駿府城公園(東御門・巽櫓・日本庭園・茶室)は、性質上、文化施設と近似するが、公園施設の一部であるため、AⅡに分類した。</p>	<p>主な施設分類</p> <p>(福祉施設)</p> <p>障がい者福祉施設 中央福祉センター</p> <p>(子育て支援施設)</p> <p>児童館 子育て支援センター(一時預以外)</p> <p>(研修施設)</p> <p>青少年研修センター</p>
		市場性	<p>購 収 性 が 低 く 困 難 な 施 設 の 使 用 料 だ け で は 管 理 運 営 費 を</p>	B
大	も 相 施 つ 当 の 管 理 益 運 営 が あ り 施 設 の 使 用 料 を 以 て	公 費 0 受益者 100	公 費 25 受益者 75	公 費 50 受益者 50
		C	<p>主な施設分類</p> <p>(観光・レクリエーション施設)</p> <p>動物園 温泉施設</p> <p>(その他)</p> <p>※駐車場 ※スポーツ施設(テニスコート) ※用宗フィッシャーナ</p> <p>※駐車場、フィッシャーナは交通対策施設(BⅡ)(違法駐車防止・不法係留防止)、テニスコートはスポーツ施設(BⅡ)に分類されるが、民間企業において同様のサービス提供を行っていることからCⅡに分類した。</p>	<p>主な施設分類</p> <p>(市場)</p> <p>中央卸売市場</p>
		I	II	III
		民間企業において同様のサービス提供をしている施設	一定の公益性のもとに特定の受益者の利便を図る施設	市民生活において必要な水準確保や社会的弱者の擁護、教育補完など公共性の高い施設
		小	必要性	大

各施設における性質別負担割合の考え方について

各施設における性質別負担割合の設定については、他都市の状況及び施設の設置目的や性質・サービス内容を「必要性」と「市場性」の観点に基づいて総合的に分類したものであり、使用料を設定する際に、必ずしも「公費負担」と「受益者負担」の割合とするものではありません。

使用料設定・改定に係る留意事項について

使用料の設定・改定については、施設の維持管理状況(歳入・歳出のバランス)、性質別負担割合を考慮するとともに、市場価格(民間による一般的な価格・類似施設)を十分考慮します。また、利用者に過度な負担とならないよう激変緩和措置(改定限度額は1.5倍を目安)を講ずることとします。

※市場価格とのバランス:市場価格と整合性を図り、民間企業を圧迫しないよう十分配慮するとともに、使用料改定により利用率を低下させないようサービス向上と誘客効果を高めるよう努めることとします。